

## 通告関係業務実施要綱（概要）

昭和45年8月20日発交規指第269号  
警察本部長から各部・課・官・隊・校・署長あて

### 第1 通告に関する事務の専決等

#### 1 通告官の指定及びその専決処理の範囲

石川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、交通部交通指導課長を通告官に指定し、通告に関する事務のうち、下記事項を除いて専務処理させる。

- (1) 法第127条第2項の規定に基づく通知および通告の決定
- (2) 反則金相当額または反則金の返還の決定
- (3) 交通反則該当額または反則金の返還の決定
- (4) 警察本部長指揮事件に該当する交通反則事件の処理

#### 2 通告補佐官の指定

警察本部長は、通告官を補佐する者として警部以上の階級にある警察官を通告補佐官に指定する。

#### 3 通告センターの設置

- (1) 通告に関する事務を処理するため、交通部交通指導課に石川県警察交通反則通告センター（以下「通告センター」という。）を設置する。

通告センターの分掌事務は、次のとおりとする。

ア 告知内容の審査および是正措置に関すること。

イ 反則者に対する反則金の納付の通告に関すること。

ウ 仮納付した者の公示通告に関すること。

エ その他反則金不納付事件等の送致事務に関すること。

- (2) 通告センターの分掌事務の一部を処理するため、小松および七尾警察署にそれぞれ通告センター支所を設置し、次の事務を取扱いさせることとする。

ア 反則者に対する通告書の交付および事情聴取に関すること。

イ 納付者の再交付に関すること。

ウ その他通告官が指定した事務に関すること。

### 第2 報告要領

#### 1 告知警察官等の警察本部長に対する報告

反則者に告知をした警察官等は、当該交通反則切符の2枚目（交通事件原票）にその3枚目と4枚目（以下「関係書類」という。）を添えて、所属長を経由し、告知をした日から4日以内に警察本部長に報告すること。

## 2 経由する所属長の行う措置

所属長は、告知した警察官から関係書類の提出を受けたときは、その内容を点検し、告知報告書（別記様式第1）に関係書類を添付して通告センター（通告官）に送付すること。

告知報告書は、通告センターおよび警察署等における交通反則事件の指揮の責任およびその処理の経過を明らかにするための交通反則事件簿として用いるものとする。

## 第3 通告要領

### 1 通告等の決定

通告官は、送付を受けた交通事件原票を審査し、告知を受けた者が告知された種別に属する反則行為をした反則者であるか否かの認定を行い、それぞれの内容に応じ次の措置をとること。

#### (1) 法第217条第1項前段の規定による通告の決定

告知を受けた者が告知された種別に属する反則行為をした反則者であると認定したときは、法第127条第1項の規定に基づく通告の決定を行うこと。

なお、反則金相当額、反則事項、罰条等告知内容に誤りがあるあっても反則行為の種別に誤りがない場合は、同条同項の規定に基づく通告の決定を行うこと。

#### (2) 法第127条第2項前段の規定による通知および同項後段の規定による通告の決定

告知を受けた者が告知された種別に属する反則行為をした反則者でないと認定したとき、すなわち、その者が反則者でない場合（違反が成立しない場合、非反則行為の場合または反則行為をしているが反則者でない場合）またはその者が反則者であるが告知内容と異なる種別の反則行為をした場合は、法第127条第2項前段の規定による通知の決定を行うこととし、告知を受けた者が反則者であるが告知内容と異なる他の種別の反則行為をした場合には、同項後段の規定に基づく通告の決定をあわせて行うこと。

## 2 通告の方法

### (1) 公示通告

法第127条第1項の規定による通告に該当する反則者については、徴収実施機関（歳入徴収官）から通知される「納付者通知票」により仮納付の有無について照合を行い、その者が仮納付をしている場合には、通告センターの公示通告の場所の掲示板に「交通反則公示通告書」を3日間、掲示して公示による通告を行うこと。

公示通告の実績は、おおむね告知の日から2週間目の日に行うこと。

### (2) 通告センターにおいて通告書を直接交付して行う通告（以下「交付通告」という。）

反則者が出頭の告知に従って通告センター（通告センター支所を含む。）に出頭した際には、反則者について事情聴取をしたうえで交通反則通告書を直接交付して通告を行うこと。ただし、事情聴取の結果、通告の内容を変更する必要があると認められたときは、その内容に応じて必要な措置をとること。また、否認事件等については必要な取調べを行い捜査書類を作成しておくこと。

(3) 通告書を送付して行う通告（以下「送付通告」という。）

送付通告は、配達証明郵便に付して行い、通告書の発送は、出頭を告知されて出頭しなかった反則者に対しては、出頭日の経過後、出頭を告知されなかった反則者に対しては、仮納付した場合の「納付者通知票」の到達に要する日数を考慮したうえで、すみやかに行うこと。

通告書の送付に要する費用の納付についての通告は、その通告が法第127条第1項の規定による場合は原則としてあわせて行うこととし、同条第2項後段の規定による場合は行わないこと。

通告書が配達不能として返送された場合には、法第130条第2号に該当する場合を除き、交通反則通告（告知）書交付嘱託書（別記様式第2）により反則者の住所地を管轄する警察本部長（交通部主管課長）または警察署長に通告書の交付を依頼するものとする。

3 通告実施上の留意事項

(1) 交通事件原票の審査にあたり、告知内容に疑義が生じたり、出頭した反則者の事情聴取にあたり否認または異議の申し立てがあった場合には、必要により告知した警察官等からの事情の聴取または現場見分を行うなど違反事実の認定に適正を期すこと。

(2) 法第127条第1項の規定による通告の場合において、たとえば反則金相当額の訂正など告知書の記載内容を是正するときは、その内容の程度に応じ、告知内容を修正した旨の通知を「交通反則告知是正通知書」を利用してあわせて行うこと。

第4 納付書の交付等

1 通告書を交付（送付）した警察本部長が発行するもの

警察本部長は、通告を行うときは通告書にあわせて納付書を交付または送付することとし、その納付書に亡失、滅失汚損、または破損（以下「亡失等」という。）したため納付書の再交付の申請があったときは、再交付すること。

なお、家庭裁判所発給の指示書を提示した少年に対しては、該少年の住所地を管轄する通告センター（警察署長）は納付書を作成し交付すること。

2 住所地を管轄する警察本部長が発行するもの

住所地を管轄する警察本部長は、次の場合に該当するときは通告をした警察本部長（歳入徴収官）をあて先とする納付書の交付を行うこと。

- (1) 通告書の通告年月日欄記載の日の後に通告書の送付を受け、通告書記載の納付期限内に反則金を納付しないで、令第52条第3項の規定により納付書の交付を受けようとする場合
- (2) 令第51条の規定に該当する理由により所定の納付期限までに反則金を納付することができなかつた者が、当該事情がやんだ日の翌日から起算して10日以内に反則金を納付するために令第52条第3項の規定により納付書の交付を受けようとする場合
- (3) 納付書を亡失等したため納付書の再交付の申請があつた場合

### 3 納付書の交付・再交付場所

通告に伴う納付書の交付・再交付は、通告センター（通告センター支所を含む。）において行うことを原則とする。ただし、納付書を亡失等した場合の再交付の取扱いは、反則者が通告書を持参したときおよび通告センター（通告官）から指示のあつたときに限り警察署においても行うこと。

### 4 告知書添付の納付書の再交付

告知書添付の納付書を亡失等した場合の再交付の取扱いは、反則者が告知書を持参したときに限り、通告センター（通告センター支所を含む。）および各警察署において行うこと。

### 5 納付書の交付・再交付申請手続

納付書の再交付および前記2による納付書の交付の申請は、納付書交付（再交付）申請書（別記様式第3）により取扱うこと。この場合、交付・再交付を行わないときは、その下欄に理由を付して、その1通を申請者に交付すること。

### 6 令第51条（納付期間の特例）の規定の解釈運用

法第128条第1項の「政令で定めるやむを得ない理由」としては、令第51条で次の二つの事由が規定されている。

- (1) 災害により納付の場所への交通が途絶していたこと。
- (2) その他これに準ずる理由で住所地を管轄する警察本部長がやむを得ないと認める事情があつたこと。
  - (1)の「災害」とは、震災、風水害、その他これに類する災害のことであり、(1)の理由となるものは、交通途絶という客観的なものである。
  - (2)の「その他これに準ずる理由」とは、反則者が納付の意思と能力を有しながら納付することができなかつたものを意味し、(2)の事由となるものは、一般的には、不測の障害により負傷、罹病し、かつ反則金の納付を他人に依頼することもできなかつた場合等がこれに該当するが、具体的にはケースバイケースに応じ居住地を管轄する警察本部長が認定することになるので、(2)の事由に疑義がある場合は、警察本部長の指示を受け措置すること。

### 7 納付書の交付にあつての留意事項

- (1) 前記2の(1)により納付書の交付を行う場合

ア 通知書を発送した通告官が取扱うときは、配達郵便局から通知される「郵便物配達証明書」によりその通告書の到達日を確認すること。

イ 通告書を発送した通告センター（通告官）以外の通告センター（通告官）が取扱うときは、直ちに通告書の交付（送付）を行った通告官に所要事項を通報すること。

(2) 前記 2 の(2)により納付書の交付を行った場合

通告書を交付（送付）した通告官以外の通告官が取扱ったときは、直ちに通告書の交付（送付）を行った通告官に所要事項を通報すること。

第 5 反則金不納付事件等の送致および反則金納付事件の処理

1 反則金不納付事件等の処理方式

(1) 交通反則事件として通告センター（通告官）に報告された事件のうち、反則金不納付事件および非反則事件ならびに交通反則事件に関連する両罰規定適用事件等については、原則として通告官が司法警察員として通告センターを所在地とする対応検察庁、家庭裁判所（支部を含む）に送致すること。

管内居住者の事件およびこれに関連する事件の処理方式については、三者即決裁判方式によること。

当該事件が少年であるときは、家庭裁判所に送致する事件であるか、検察庁に送致する事件であるかの区別をし、交通反則切符二枚目表（交通事件原票）の番号欄の上部欄外に（少直）または（少検）と表示して送致すること。

2 送致書の様式

事件の送致は、交通反則切符二枚目の交通事件原票（犯罪事実と訴訟条件を立証するもの）に送致書を添付して行うこと。

3 反則金納付事件の処理

(1) 通告により反則金が納付された事件については、送致を要しないことになるが、告訴告発事件は検察官に送付するものとし、また、被疑者を逮捕した事件は被疑者の氏名等を通告センターから検察官に一括通知すること。

(2) 少年の反則金納付事件は、家庭裁判所における前歴は握の資料とするため、反則行為の内容等を通告センターから一括通知すること。

第 6 通知、引継事件の取扱い

検察官および特別司法警察員等の認知した交通反則該当事件については、交通部交通指導課長または関係警察署長がその通知または事件記録の引継ぎを受けて所定の処理を行うこと。

第 7 通知欠如事件の取扱い

警察から送致した事件で交通反則該当事件として検察庁から逆送される事件記録および家庭裁判所からの通知書面の受理は、他の都道府県警察の送致した事件については原則として通告センターが行うこと。

逆送または通知された事件が交通反則事件に該当すると警察本部長が認定し

た場合は、所定の手続きをとるものとする。この場合、反則行為地が他の都道府県警察の管轄に属する事件、すなわち、当該警察本部長が通告権を有しない事件であっても、反則者が石川県内に居住するものであれば、石川県警察において告知を行ったのち、通告権のある都道府県警察本部長（交通部主管課長）あて移送を行うこと。

#### 第8 法第130条の規定による送致該当事件の処理

##### 1 交通反則切符を用いる場合

反則者が告知書または通告書の受領を拒否したためまたはその居所が明らかでないため、告知または通告が不能の場合は、交通反則切符を用いて疎明資料を添付すること。

##### 2 交通切符を用いる場合

法第126条第1項各号すなわち「その者の居所又は氏名が明らかでないとき」または「その者が逃亡するおそれがあるとき」に該当するため告知しなかった場合は、交通切符（逮捕したときは基本書式）を用いて疎明資料を添付すること。

##### 3 処理方式

告知書受領拒否および居所不明で告知不能の場合は、非反則事件として処理し、通告書受領拒否および居所不明で通告不能の場合は、不納付事件として処理すること。

#### 第9 反則金の還付

##### 1 歳入徴収官に対する通知

反則金を還付すべき事由の発生したときは、反則金還付発生通知書（別記様式第4）により通知すること。

##### 2 還付を受ける者に対する通知

仮納付した者が告知の是正をする必要のあるものである場合は、交通反則告知是正通知書に反則金還付通知書、反則金還付請求書を併せて送付し、送付した旨を反則金還付通知書送付完了報告書（別記様式第5）により歳入徴収官に報告すること。

##### 3 歳入徴収取扱者から通告官への還付通知が完了した場合は、歳入徴収官から通告官へその旨通知すること。

#### 第10 その他

交通反則事件の関係書類の保存期間は5年間とする。

別記様式第1は省略

別記様式第 2

交通反則告知書 交付嘱託書

第 号  
平成 年 月 日

殿

印

下記反則者に対する交通反則告知書の交付を嘱託します。

告知書番号		第 号
反則者	氏名	
	住所	
	勤務先	( 電 )
嘱託の理由		

嘱 託 回 答 書

第 号  
平成 年 月 日

殿

印

上記嘱託書記載の反則者に対する交通反則告知書の交付については、次のとおりであるので関係書類を添え回答します。

(1) 交付した

告知	平成	年	月	日	仮納付の期限	平成	年	月	日
通告	平成	年	月	日	納付期限	平成	年	月	日

(2) 交付できなかった

理由



別記様式第 3

<p>納付書交付（再交付）申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 <span style="float: right;">印</span></p>						
告知 指示	書 番 号	第	号			
告知 通告 指示	年 月 日	平成	年	月	日	
納 付 期 限	平成 年 月 日					
納 付 す べ き 金 額	円					
告知・通告・指示者						
申 請 の 理 由						
申 請 区 分	告 知 通 告	交 付 再 交 付	令 52・ (1)	令 52・ (2)	令 52・ V	その他
結 果			変 更 事 項			
第 号	平成 年 月 日					
印						


註 印欄は申請者が記入しないこと。

別記様式第 4

反則金還付発生通知書

第 号  
平成 年 月 日

歳入徴収官  
石川県警察会計担当官殿

石川県警察交通反則通告センター  
通告官 警視 

通知書番号	第 号
通知年月日	平成 年 月 日
領収年月日	平成 年 月 日
還 受 付 け る 者	氏 名
	住 所
還付すべき金額	円
還付の理由	
発生通知書 受理年月日	平成 年 月 日
備 考	

別記様式第 5

反則金還付通知書送付完了報告書

第 号

平成 年 月 日

歳入徴収官

石川県警察会計担当課

石川県警察交通反則通告センター

通告官 警視



通知書番号		第 号
通知書送付年月日		平成 年 月 日
還付を受ける者	氏名	
	住所	
備考		